

議員からのハラスメントの実態を把握するためのアンケート集計結果

【目 的】 議員からのハラスメントの実態を把握するため、アンケート調査を実施しました。

【実施期間】 令和7年9月25日(木)～10月8日(水)

【実施方法】 庁内グループウェア内のアンケート機能による(一部、書面有)

【対 象 者】 正職員(短時間再任用職員含む) 1,283名

【回 答】 1,077名(84%)

このアンケートでのハラスメントとは、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他個人の人格又は尊厳を害し、精神的又は身体的な苦痛を与え不快にさせる全ての行為を対象としています。

なお、アンケートの回答内容については、あくまでもアンケートとして回答があったものを記載しているもので、市として事実を確認したものではありません。

また、個人が特定される恐れがあるもの、誹謗中傷に当たる恐れがある不適切な表現、ハラスメントとは直接関係ない記述等については、削除、または表現を変更しています。

【アンケート結果概要】

全回答者の内、8%の職員から、議員からのハラスメントを受けたことがあると、議員と接触する機会の多い、課長級以上の職員では、20%の職員から、議員からのハラスメントを受けたことがあると回答がありました。

ハラスメントを受けた場所は、執務室が最も多く、受けた行為については、正当な理由のない過度な要求が最も多く回答がありました。

ハラスメントを受け、体調面にどのような影響がある又はあったかについては、影響がなかったが最も多い回答であったものの、睡眠障害等の体調面に影響があった職員も多かったです。

ハラスメント行為に対し、何もしなかった理由としては、何をしても解決しないと思った、業務に支障が出ると思った、行為者を刺激しては更にエスカレートすると思ったなどが多い回答でした。

また、全回答者の内、12%の職員から、議員からのハラスメントを見たことがあると、議員と接触する機会の多い、課長級以上の職員では、21%の職員から、議員からのハラスメントを見たことがあると回答がありました。

ハラスメントを見た場所は、本会議や委員会等、執務室が多く、見た行為については、威圧的な言動(大声での恫喝、物を叩く)等が最も多く回答がありました。

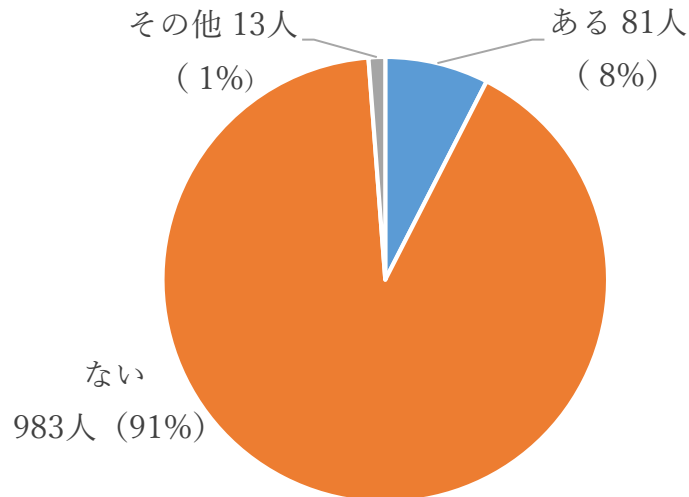
なお、議員からのハラスメントを防止するために望むことについては、議員のハラスメントに関する意識改革、被害者が守られる体制づくり、ハラスメントの相談・苦情窓口の設置が多い回答でした。

【問1】あなたの役職を教えてください。

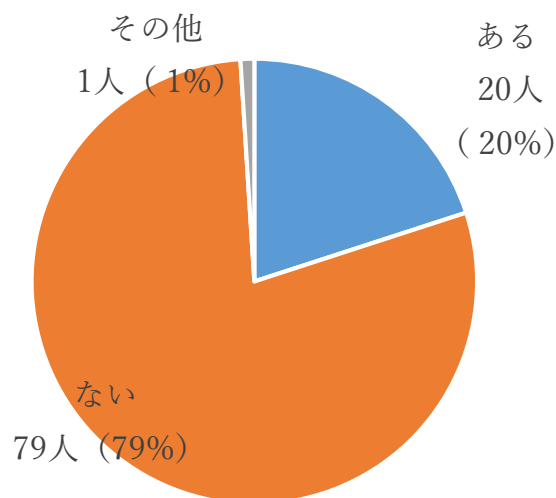
主査以下	係長・副主幹・ 課長補佐	課長級	部長級
699	278	84	16

【問2】あなたは、令和4年4月25日から現在までの間(現議員の任期中)、議員からハラスメントを受けたことがありますか。

【全職員】

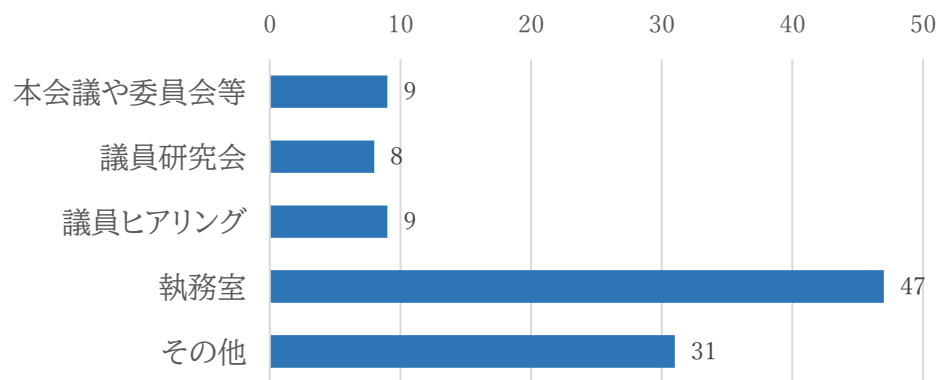


【課長級以上】



(【問2】で「受けたことがある」と答えた方)

【問3】そのハラスメントはどのような場面・場所で受けましたか。(複数選択可)

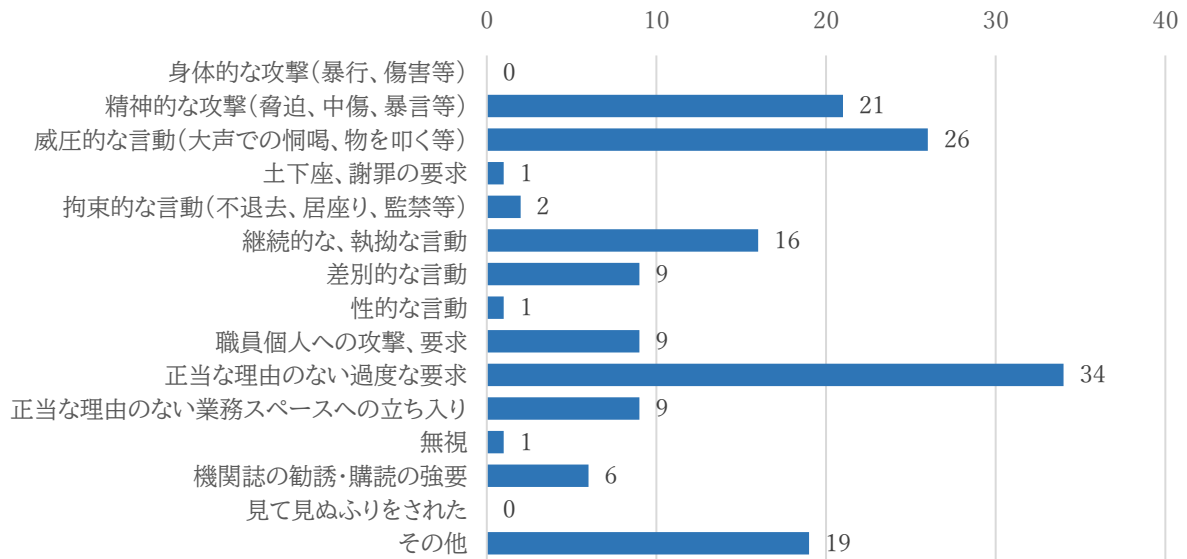


(その他)

- ・窓口、相談室
- ・電話
- ・執務室以外の市役所内
- ・市役所外の会議等

(【問2】で「受けたことがある」と答えた方)

【問4】どのようなハラスメント行為がありましたか。(複数選択可)

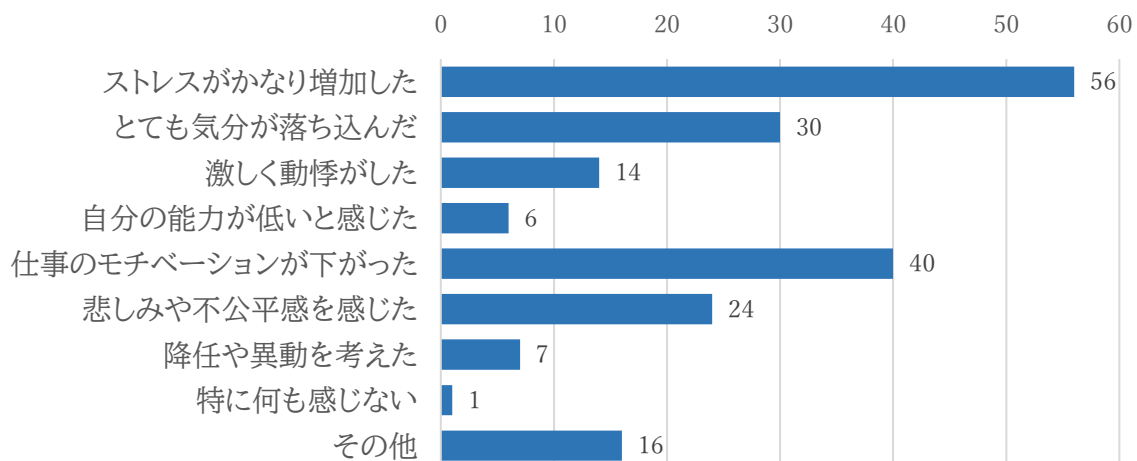


(その他)

- ・要求を聞かないなら一般質問に出すぞと脅してきた。
- ・議員の家族が「親が議員ですから」と言ってきたことがあった。
- ・大きい声、強い口調で自分の主張を繰り返し、聞き入れない。
- ・威圧的な態度や、他の議員に対する不適切発言を聞いた。
- ・議員の立場を利用しての発言
- ・職員を見下した発言
- ・体型についての発言を受けた。
- ・お腹を触られた。
- ・守秘義務がある内容を答えるよう迫ってきた。
- ・地域の有力者への配慮要求
- ・議員の意に添わないことが、運営の基準に添っていないと説明をするとそれはおかしいので改めて協議し直し、説明に来るよう求められた。
- ・公私混同による要求
- ・ライン登録、交換を要求された。
- ・議員であることを前面に出していろいろ聞いてきた。いろいろ指示してきた。

(【問2】で「受けたことがある」と答えた方)

【問5】ハラスメント行為について、あなたはどのように感じましたか。(複数選択可)

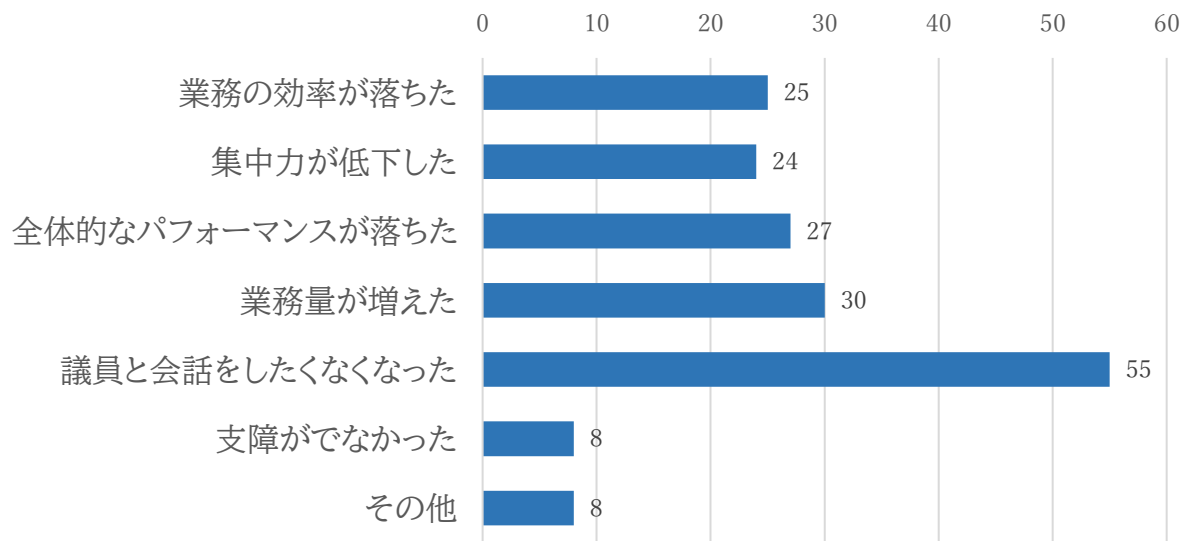


(その他)

- ・不愉快な気分になった。
- ・委縮した。
- ・険しい表情で食って掛かるような勢いで発言してきたので、少し血の気が引いた。
- ・その本人だけ個別に対応することに不公平感とストレスを感じた。
- ・こちらの説明を聞く耳を持っていないと明らかに態度にでていたので、いくら丁寧に何度説明しても無駄だと感じた。
- ・議員に対する不信感が増した。市職員を見下す議員・市議会を尊敬することはできない。
- ・議員の身内に対する優遇等を求められ、誰のため働いているのか、と感じた。
- ・私利のために議員という立場を利用していることに非常に残念に感じた。
- ・従った。
- ・我慢して教えた。
- ・工事により使用できない方への配慮にも聞こえたが、自分本位の意見ともとれた。
- ・議員のハラスメント教育を行ってほしいと感じた。

(【問2】で「受けたことがある」と答えた方)

【問6】ハラスメント行為を受けたことにより、業務にどのような支障が出ましたか。(複数選択可)



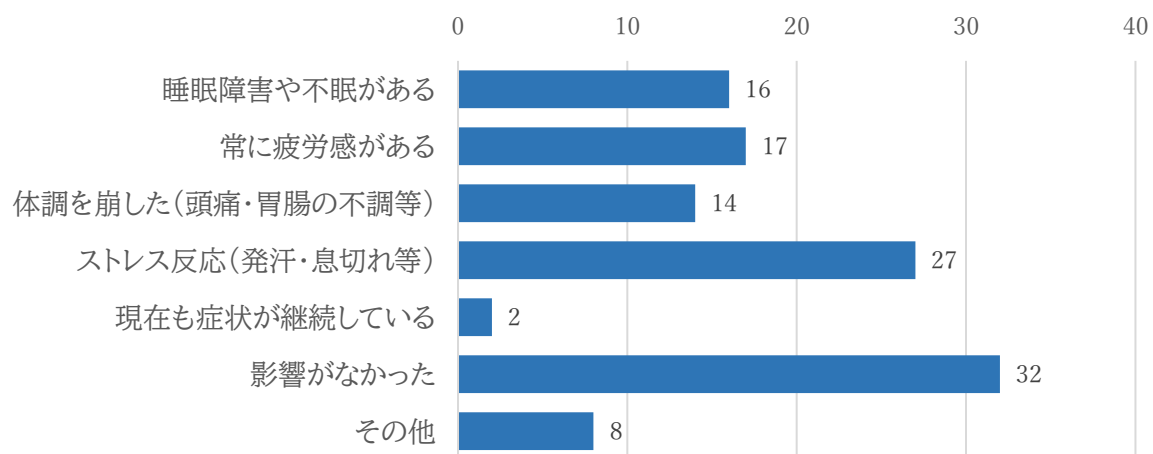
(その他)

- ・他の地区とバランスが取れなくなるか不安になった
- ・自分の発言や行動で、どれだけの人に影響がでるのか考えたことがあるのか疑問である。
- ・新しいことへの挑戦する気力が無くなった。
- ・精神的に不安定になった。
- ・悩みが増えた。
- ・不必要な調査を求められ通常業務が疎かになり市民に迷惑をかけている。

(【問2】で「受けたことがある」と答えた方)

【問7】ハラスメント行為を受けたことにより、体調面にどのような影響がある又はありましたか。

(複数選択可)

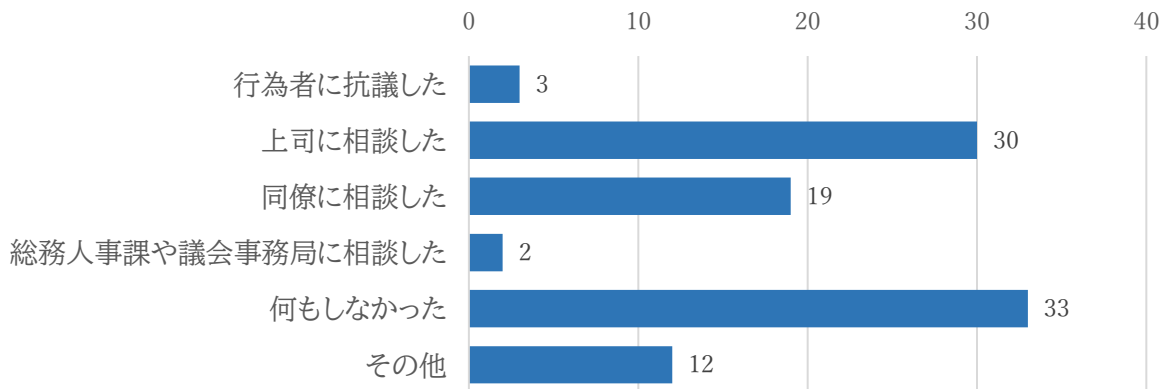


(その他)

- ・一次的にイライラ感があったが、自己解決した。
- ・軽度のうつ状態
- ・時々思い出し、イライラした。
- ・不安感の継続
- ・職場の皆さんに影響がないような対応をしなければいけないと思った。
- ・議員の顔を見ると腹痛や頭痛が生じる。
- ・めまい

（【問2】で「受けたことがある」と答えた方）

【問8】ハラスメント行為について、あなたはどのように対応しましたか。（複数選択可）

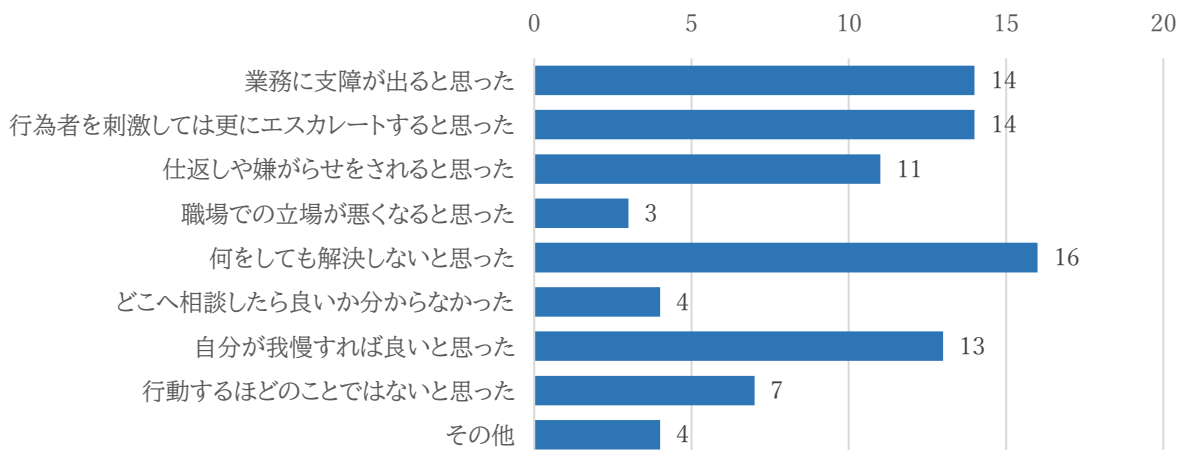


（その他）

- ・情報共有した。
- ・同じ業務を担当していた同僚も同じ被害を受け、二人で愚痴を言い合っていた。
- ・行為者に真摯に御要望には対応できない旨を丁寧に説明したが納得はされなかった。

（【問8】で「何もしなかった」と答えた方）

【問9】「何もしなかった」のは何故ですか。（複数選択可）

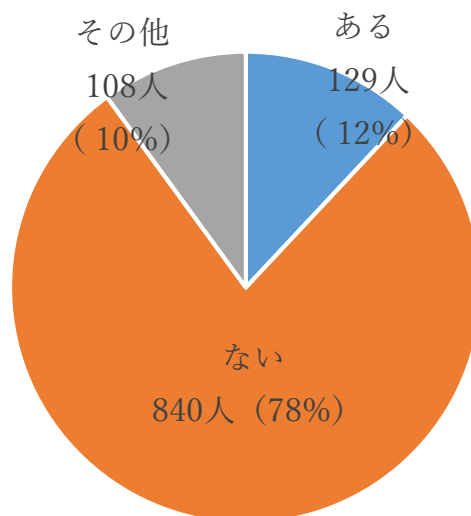


（その他）

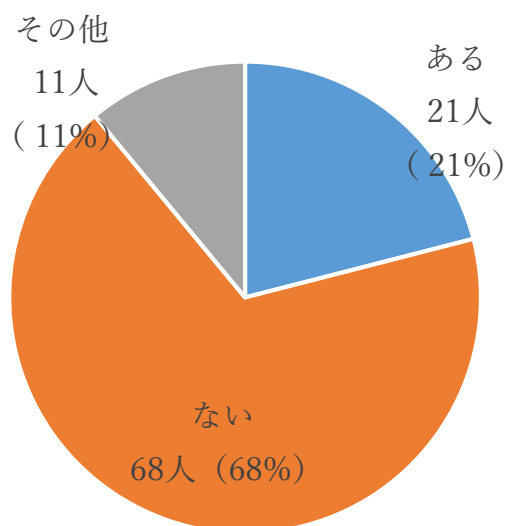
- ・議員に自覚があったため
- ・議員に何を言っても仕方がないと思った。
- ・上司の立場を考慮したため。

【問10】あなたは、令和4年4月25日から現在までの間(現議員の任期中)、職員が議員からハラスメントを受けているのを見たことがありますか。

【全職員】

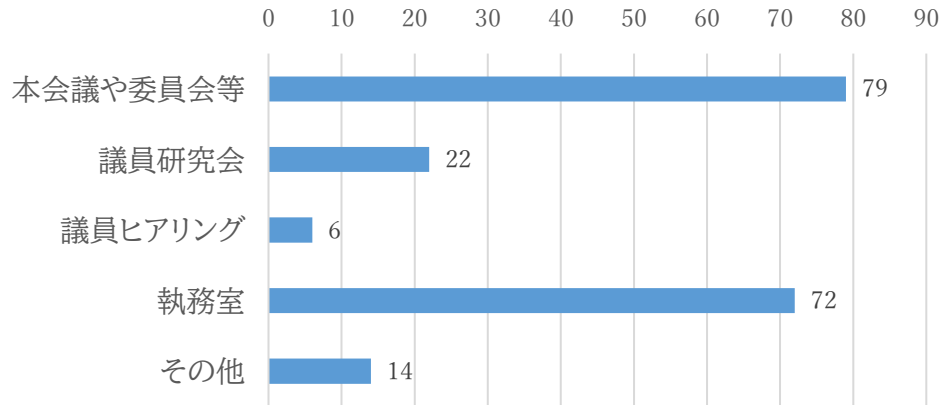


【課長級以上】



(【問10】で「見たことがある」と答えた方)

【問11】そのハラスメントはどのような場面・場所で見ましたか。(複数選択可)

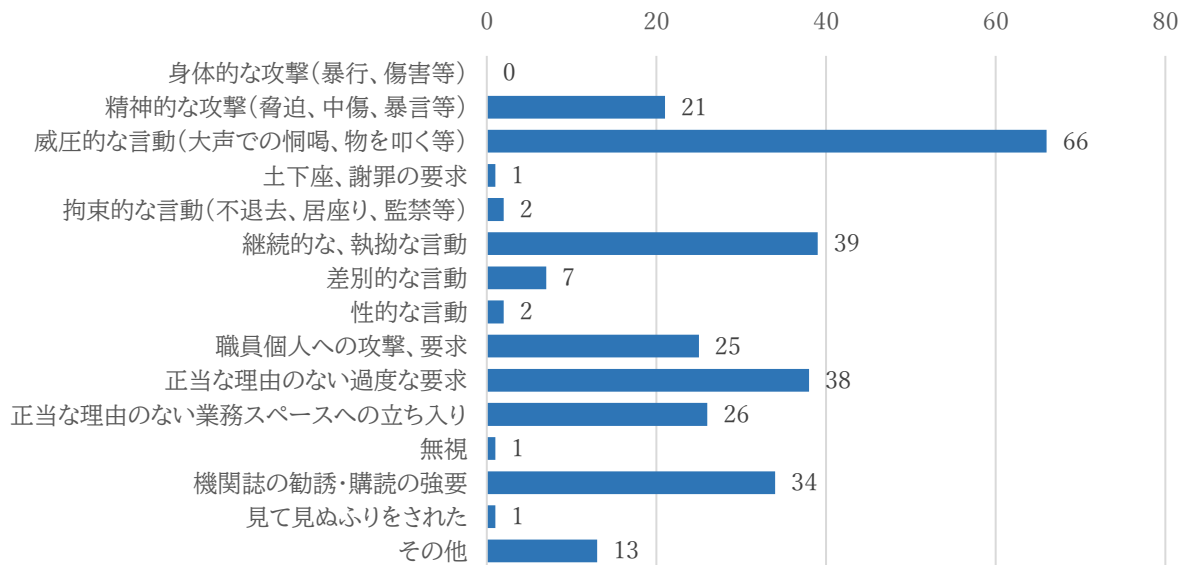


(その他)

- ・窓口
- ・電話
- ・議員控室
- ・会派代表者会議
- ・議員複数名が職員を個別に呼び出しているのを見た。

(【問10】で「見たことがある」と答えた方)

【問12】どのようなハラスメント行為でしたか。(複数選択可)

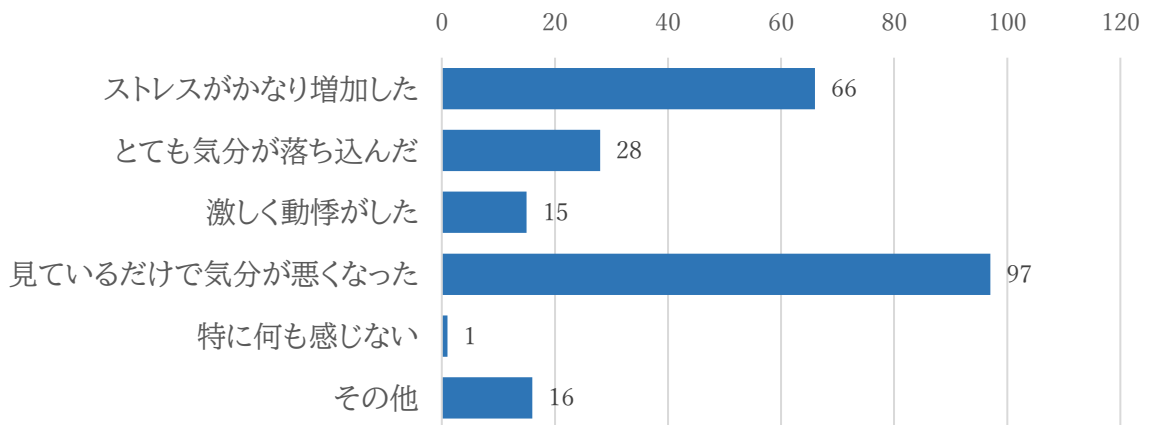


(その他)

- ・机をたたいて大声をだす。質問中に大声で怒り出す。威圧的に質問する。
- ・議員が職員に対して大声で「やめちまえ」と言っていました。
- ・職員一名に対し複数名での突然の間取り。
- ・職員が一人で議員控室に呼び出され、複数8人ぐらいから不当な尋問を受けた。
- ・職員を呼び出し、複数の議員(7名程度)で職員を囲んで話をしてきた。
- ・職員を見下した発言
- ・業務時間外に、個人の携帯への連絡
- ・業務スペースへ当然のように入ってくる。
- ・毎年人事異動後に繰り広げられる機関誌の實質断れない課長等への勧誘は、優位的な立場を利用したハラスメントです。また、毎月集金のためだけに執務室内に立ち入る行為も、購読していない人へのハラスメントです。禁止してください。よろしくお願いいたします。
- ・機関誌の購入
- ・幹部が議員から何かを自費で購読し、議員が執務室に定期的に持ってくるが、受付ではなく何も言わずに執務室に入ってくるので、おかしいと思う。そもそも自費で購読はおかしいと思う。

（【問10】で「見たことがある」と答えた方）

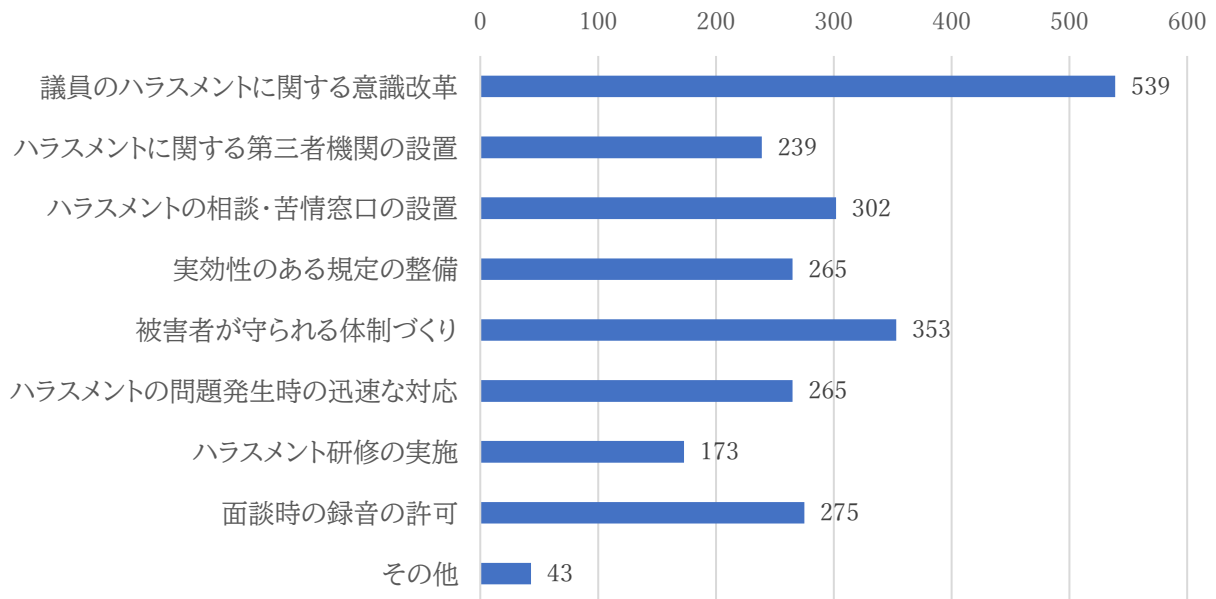
【問13】その時、あなたはどのように感じましたか。（複数選択可）



（その他）

- ・行為に憤りを感じた。
- ・他の自治体で問題になっているのに、よくやるなーと思った。
- ・職権乱用かと思って不快になった。
- ・不条理を感じる。
- ・業務中、議員の怒鳴り声で聞こえなかった。栃木市の議員が栃木市の職員の業務を妨害していることに不快感を覚えた。
- ・少しストレスが増加した。
- ・議員さんは態度が大きく、偉そうだと思った。
- ・人間性を疑った。
- ・議員研究会で怒りに任せて発言している議員の様子を見て、「自分は市民から選ばれた議員だから、職員には何を言っても良い」という誤った考えを持っているのではないかと感じることもある。
- ・見るたびに仕事を辞めたいと思った。
- ・機関誌を購読しないという選択をすることによって、一般質問等で議員という立場を利用した圧力が暗にあるのではないかと感じた。
- ・機関誌を付き合いで購入するのはおかしいし、半強制的で嫌な気分になる。
- ・業務への支障等により断りにくく困っているように見えた。
- ・機関誌を半ば強制的で渡しているのは良いのか？
- ・課長職になるとある政党の機関誌の勧誘がある。毎月その支払いのため何も言わず業務スペースに入ってくる。非常に不快である。
- ・呼び出された職員への負担感・ストレスを感じた。

【問14】議員からのハラスメントを防止するために望むことはありますか。(複数選択可)



(その他)

【議員への研修・意識改革等】

- ・議会との風通しの良い関係形成
- ・公私混同の排除
- ・議員の資質改善、資質向上
- ・議員なら何でも許されると勘違いしている人が多いので、「議員とは」をしっかり勉強すべき。
- ・会派代表会議や本会議で議員を擁護した複数の議員の発言は今の時代あり得ない。正義感があれば許されると思っているなら、そこから勉強すべき。
- ・議員であればまかり通るという誤った認識、職員は市民や議員より下の立場という構図が変わらなければ、ハラスメント風土は変わらないと思います。
- ・法律や予算の関係から出来ないこともあります。議員も地元から言われ動かざるを得ないことも理解しますが、無理な要求をしないで欲しい。言葉はたとえ穏やかであっても、言っていることが無理難題な要求だとすれば立場が低い職員からすればパワハラである。
- ・議員としての誇りが高いとか、熱意が熱すぎることが多々あると思うが、相手のとらえ方になるところを十分理解して欲しい。
- ・議員本人が職員よりも上席・言えば何でも通るとしていること。
- ・ハラスメントの内容を話し、ハラスメントだと理解させる。
- ・公の場で謝罪する。
- ・他自治体を含む具体的な事例を挙げて、選挙ごとに議員研修を実施する。
- ・市長以下幹部職員の毅然とした対応
- ・市議会議員が議員としてではなく、個人的な要件で執務室に立ち入ることを禁じるべきだと思います。また、執務室内での発言はすべて一個人としての発言ではなく、栃木市民の民意により選ばれた市議会議員としての発言と捉え、録音、公開してよいものとしていただきたいです。
- ・当たり前のように執務室に立ち入ってくることはやめさせるべき。
- ・市民からの無理な要望を、議員の圧力で押し切らないでほしい。

【規定等の整備等】

- ・罰則を盛り込んだ規定の整備(辞職の勧告など)
- ・大声の威圧的な質問や執拗な質問があった場合、委員会等を即時中断する。議員のハラスメント教育を徹底し、改善が見られない場合は別の対応も考慮する。
- ・行政職員と政治家の接触を制限する条例・規則の制定
- ・職員と同様、議員に宣誓させる、違反した場合は、地方自治法第 132 条違反にもなりますので、処分されたい。
- ・職員に何か要求する場合の制度を設けて欲しい。こういう場合はダメでこういう手順を踏むなら話をしても良いとか。
- ・川越市議会ハラスメント根絶条例のような厳しい条例の制定
- ・特に議会での暴言がひどいので、職員と同レベルの処罰

【公表等】

- ・罰則や氏名を公表する制度を作ると、減るかもしれません。
- ・規定には、罰則や、加害者の氏名公表も整備して欲しい。
- ・過去も含めた議員からのハラスメントを公表する。
- ・ハラスメント内容の公表

【機関誌等】

- ・庁内での機関誌の集金を辞めて欲しい。
- ・機関誌を購入させている議員がいる。組織として直ちに申し入れし、やめさせるべき。
- ・そもそも庁舎内で配らないでほしい。回覧しないでほしい。
- ・課長とかが機関誌を買う必要はないと思う。役所全体で購入を断ってもらいたい。

【職員の意識改革等】

- ・職員側も議員と誠実に対話・回答するなど、議員に対する意識を改める部分はあると思う。市政のパートナーとして。
- ・正当な要望には適切な対応が必要だが、議員に過度に忖度する職員の意識改革は必要
- ・議員を優位に立たせる風潮をなくさせる。

【その他】

- ・職員でも同じですが、研修を実施しても「自分にはあてはまらない」としか本人は感じず、全く効果がありません。
- ・ハラスメント発生時の担当課の立ち入り。